指定福祉用具貸与事業所及び指定介護予防福祉用具貸与事業所の運営規程の例

作成例

※網掛け部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。

≪事業所名≫運営規程

（事業の目的）

第１条　≪開設者名≫が実施する指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与等」という。）の事業は、要介護状態等又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

(1) 指定福祉用具貸与等は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう適切に行うこと。

(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する指定福祉用具を貸与すること。

(3) 提供する指定福祉用具貸与等の質の評価を行い、常にその改善を図ること。

(4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（5）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（6）指定福祉用具貸与等の提供にあたっては、介護保険法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

２　指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

３　事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　　≪事業所名≫

２ 所在地　　≪事業所の所在地≫

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　１人

　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具貸与等事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

２　専門相談員　○人以上

　専門相談員は、福祉用具の貸与を行うとともに、利用者対し、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

・　福祉用具に関する相談援助

・　福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検

・　利用者の身体の状況等に応じた福祉用具の調整

・　福祉用具の使用方法の指導

３　事務職員　○人以上

　必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、８月○○日から８月○○日まで、１２月○○日

から１月○日まで及び国民の祝日を除く。

(2) 営業時間　午前○時から午後○時までとする。

(3) 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定福祉用具貸与等の提供方法）

第６条　指定福祉用具貸与等の提供に当たっては、事業所は以下のことを遵守するものとする。

(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(2) 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、既に認定審査会意見があるときには、それに配慮する。

（指定福祉用具貸与等の品名及びその利用料等）

第７条　指定福祉用具等の品目は別表１のとおりとし、品名ごとの利用料の額（暦月による１月の額をいう。以下、同じ。）及び算定方法（例えば、福祉用具貸与の提供期間に、暦月による１月に満たない端数がある場合の利用料の額等）は、目録に記載しておくものとする。なお、当該福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はその１割の額とする。ただし、介護保険法第４９条の２に規定する要介護被保険者及び第５９条の２に規定する居宅要支援被保険者は、その２割の額とする。また、介護保険法第４９条の２第２項に規定する要介護被保険者及び第５９条の２第２項に規定する居宅要支援被保険者は、その３割の額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表２の額とする。

３　前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（押印）を受けることとする。

４　事業所が利用者から第１項及び第２項の費用の支払いを受けたときは、指定福祉用具の種目・品名、提供の開始日及び終了日、並びに利用料金額を記載した、領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施区域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○町の区域とする。

（福祉用具の保管・消毒）

第９条　従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

２　回収した福祉用具については、適切な方法により速やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区別して保管するものとする。

３　使用した福祉用具について、適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するために標準作業書（マニュアル）を作成し、福祉用具の保管・消毒はその標準作業書（マニュアル）に従って行うものとする。

※（福祉用具の保管・消毒を委託する場合）

２　使用した福祉用具の保管・消毒については、下記の事業者に委託するものとする。

(1) 事業者名

(2) 代表者名

(3) 住　　所

(4) 主な消毒方法

３　前項の事業者の、委託した業務の実施状況については、○月ごとに確認し、その結果を記録するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条　専門相談員等は、指定福祉用具貸与等の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

２　事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（衛生管理対策）

第11条　事業所は、福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第12条　事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

１　指定福祉用具貸与等の提供が終了したとき。

２　利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合。

３　次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき。

(1) 第８条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で指定福祉用具貸与に対応できない場合。

(2) 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、指定福祉用具貸与の提供ができない場合。

(3) その他止むを得ない理由により指定福祉用具貸与等の提供ができないと判断した場合。

（利用者に関する市町村への通知）

第13条　事業所は、利用者が正当な理由なしに指定福祉用具貸与等の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に通知することとする。

（利益供与の禁止）

第14条　事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（秘密保持）

第15条　事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。

３　サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

（苦情処理）

第16条　利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

（虐待の防止）

第17条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第19条　事業所は、指定福祉用具貸与等事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与等の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後〇ヵ月以内

（２）継続研修　　年〇回

２　従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

３　この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。また、第７条第１項の目録は、常時、事業所に備え付けておくものとする。

４　福祉用具貸与計画（予防含む）及びサービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払の日から５年間、事故発生時の記録、市町村への通知、並びに苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから２年間保存する。

５　都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は≪開設者名≫と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附　則）

この規程は、平成○○年○月○日から施行する。

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

別表１

指定福祉用具の品目（第７条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 車いす | 車いす付属品 | 特殊寝台 |
| 特殊寝台付属品 | 床ずれ防止用具 | 体位変換器 |
| 手すり | スロープ | 歩行器 |
| 歩行補助つえ | 認知症性老人徘徊感知器 | 移動用リフト(つり具の部分を除く) |
| 自動排泄処理装置 |

別表２

通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費（第７条第２項）

|  |  |
| --- | --- |
| 通常の事業の実施地域を超えて片道○○キロメートル以内 | ○○円 |
| 上記の距離を越える距離の場合  　上記の金額に１キロメートルごとに次の金額を加算 | ○○円 |